

## 2018（平成30）年度 第1回橿原市人権審議会会議録

日 時：2018（平成30）年8月23日（木） 午前10時00分～12時00分

場 所：大和信用金庫八木支店 3階会議室

出席委員：蘆村 修委員、上田 剛委員、大越 克也委員、奥田 寛委員、加藤 雅菊委員、小西 満洲男委員、坂根 満委員、島本 郁子委員、竹田 のぶや委員、鄭 順子委員、寺前 耕一委員、二宮 優子委員、野島 佳枝委員、菱田 工委員、槇尾 悟委員、森下 みや子委員、森田 英嗣委員、

欠席委員：加護 善三委員、葛井 潔委員、榎谷 佐千代委員

出席者：森下市長、岡崎副市長、藤井市民活動部長、松村市民活動部副部長兼人権政策課長、吉田人権教育課長、中川大久保コミュニティセンター所長

事務局：西岡人権政策課長補佐、青木人権政策課副主任、阪田主査、中川人権政策指導員

傍聴者：0名

議 題：【協議事項】

- (1) 「市民意識調査から見てきた特徴と今後の課題について」
- (2) 「橿原市人権施策に関する基本計画骨子（案）について」
- (3) 「橿原市人権施策に関する基本計画策定スケジュール（案）について」

(司会)

おはようございます。定刻となりましたので、始めさせていただきます。

本日は、委員の皆様方には公私ご多用のところご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

本日の進行を務めさせていただきます、人権政策課の中川です。皆様のご協力をよろしくお願い致します。座らせていただきます。

それでは最初に、市長よりご挨拶を申し上げます。

(市長)

皆さんおはようございます。大変天候が不順な中ですがご出席いただきましてありがとうございます。平素は、人権行政の様々なところでご尽力いただきまして、またそれぞれの立場からご意見をいただいております事に心より感謝申し上げます。今日は12年ぶりの改訂となります『橿原市人権施策に関する基本計画』の骨子（案）について審議いただきます。12年を振り返って

みますと、ネットの力が強まりまして情報発信の用途等が今までと全然違うものになってしまいました。そんな中で、いろんな発言がありますが、先日もある代議士がLGBTの方に対して生産性が・・・ということを通じて普通によく発信するなということ、悪気もなく、しかも謝りもせず平気で言うような、到底我々には信じられないものであります。それによってネットの上で炎上しているという声も全然違うところで起こっているのだなあと痛感しているところです。社会情勢の変化を我々もしっかり受け止めまして、一昨年実施した榎原市人権問題に関する市民意識調査結果等々を十二分に把握させていただいて、基本計画の見直し作業を実施し、人権行政を展開してまいりたいと考えています。本日は限られた時間の中ではありますが、新たな基本計画をより良いものにしていきたく思いますので、忌憚りの無いご意見をいただき、しっかりとそれを活かしていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます、開会のご挨拶とさせていただきます。

(司会)

次に、委員の皆様をご紹介させていただきます。お手元にあります名簿順にご紹介させていただきますが、役職は省略させていただきます。

蘆村 修委員でございます。

上田 剛委員でございます。

大越 克也委員でございます。なお、大越委員につきましては、2018（平成30）年4月13日付で就任いただいております。

奥田 寛委員でございます。

加護 善三委員ですが本日欠席されています。

加藤 雅菊委員でございます。

葛井 潔委員ですが、本日都合で欠席されています。

小西 満洲男委員でございます。

坂根 満委員でございます。

島本 育子委員でございます。

竹田 のぶや委員でございます。

鄭 順子委員でございます。

寺前 耕一委員でございます。

二宮 優子委員でございます。

野島 佳枝委員でございます。

菱田 工委員でございます。なお、菱田委員につきましては、2018（平成30）年4月2日付で就任いただいております。

槇尾 悟委員でございます。

榎谷 佐千代委員ですが、本日都合により欠席されています。

森下 みや子委員でございます。

森田 英嗣委員でございます。本審議会の会長を務めていただいております。

本日の出席17名、欠席3名でございますので、「榎原市人権審議会規則」第5条第2項に基

づき、「出席者過半数により、本審議会が成立する」ことを申し上げ、ただ今から2018（平成30）年度第1回人権審議会を開会致します。また、今回も「檀原市審議会等の設置及び運営並びに会議の公開に関する要綱」に従い、本審議会および会議録を公開させていただいてよろしいでしょうか。

（『異議なし』の声）

異議なしということで、公開をさせていただきます。また、本審議会は会議録を作成するため音声を録音させていただいております。

なお、本日傍聴希望の方は、いらっしゃいませんでした。

それでは、「檀原市人権審議会規則第5条第1項」により『会長が会議を招集し、その議長となる』とありますので、以降の進行は、森田会長にお願い致します。森田会長、よろしくお願ひ致します。

なお、市長につきましては公務のため、ここで退席させていただきますので、ご了解ください。

では次に、本日配布しております資料等についてご確認をお願い致します。まず本審議会次第、次に檀原市人権審議会委員名簿、『（資料1）檀原市人権問題に関する市民意識調査結果・概要版』『（資料2）檀原市人権施策に関する基本計画・骨子（案）』『（資料3）檀原市人権施策に関する基本計画策定スケジュール（案）』『檀原市人権施策に関する基本計画（平成18年度策定版）』の以上でございます。なお、本日、お持ちでない方がおられましたら、事務局でご用意しておりますので、お申し付けください。

なお、発言して頂く時は、マイクをご使用ください。

それでは、森田会長どうぞよろしくお願ひ致します。

（会長）

皆さんおはようございます。本日も忙しいところお集まりいただきましてありがとうございます。台風が気になるころですが、できるだけ多くの方に発言していただきたいと思っておりますのでどうぞよろしくお願ひ致します。では本日の議題に入ります。議題（1）「市民意識調査から見えてきた特徴と今後の課題について」事務局から説明をお願いします。

（事務局）

おはようございます。よろしくお願ひ致します。議事の進行上、（3）「檀原市人権施策に関する基本計画策定スケジュール（案）」を先に説明してよろしいですか。

（会長）

それでは、よろしくお願ひします。

（事務局）説明

### 【(3) 樫原市人権施策に関する基本計画策定スケジュール (案)】

(会長)

このようなスケジュールで基本計画を策定していきたいということですが、みなさんよろしいですか。

それでは続いて第1議題の説明をお願いします。

(事務局) 説明

#### 【(1) 市民意識調査から見てきた特徴と今後の課題について】

(会長)

ありがとうございました。資料1の16ページから18ページまでの認識をもとにして基本計画を作っているということですが、質問や確認したい点があれば確認したいと思います。どうですか。

(委員)

確認したいのですが、人権審議会には結構長く入っています。入った当初から言っていることは、北朝鮮という国から拉致された人がおられる。そういう方の問題は、もともと国際問題であって国が対応するという印象が強かったのですが、法律が出来て人権問題として扱うようになりました。自治体も人権啓発に取り組むようになりました。いわゆる人権の基本プログラムの中に、『さまざまな人権』という1章があります。その1章の中にH I Vやハンセン病とか書いてあります。単年度ごとの事業の中に、拉致事件を加えて、拉致被害者のパネル展等の施策をやってきたところだと思います。10年前の基本計画の中には拉致被害事件が入っていなかったとしても、途中から法律が出来て単年度ごとの取り組みをやっているわけだから、その成果を検討するべきだと思います。この市民意識調査の中には拉致事件が触れられていません。事業はやったけどアンケート調査をしていません。これはどういうことか教えてください。

(事務局)

平成19年に作りました基本計画の中には、北朝鮮による拉致被害者の件については、さまざまな人権の項目の中でも取り扱っていません。ただ法律ができて、審議会の提言もふまえて、拉致被害者の問題も人権問題であると認識しています。基本計画について言えば、謳っていませんが、毎年その事業実施計画の中では謳っています。今回の改訂の中では当然の事ながら、北朝鮮による拉致被害者の問題につきましても、基本計画の中で謳っていくつもりです。人権意識のアンケートについて、どういう理由で質問項目にないのかということですが、経過として12年前からの人権意識の変容について核となる質問についてお尋ねしています。ただ、意識調査の質問項目が限られていますので、今回の調査では拉致問題は入れていません。ただ基本計画の中では、この審議会でのご意見をふまえて、拉致問題についても入れていきたいと思っています。

(会長)

ありがとうございました。

(委員)

ニュアンスは分からなくはなかったですが、私は、拉致事件は1つの重要な問題だと思うから毎年のように提案して、実施計画の中に取り入れられて、パネル展などの施策をしてきてもらったと思います。核となる話の1つだと思っています。核となる項目ではないので、今回のアンケート調査に拉致問題は入っていないというようなことは、聞いていられないので言葉を慎重に選んでいただきたいと思います。

(事務局)

申し訳ございません。言葉の使い方がまずかったと認識しています。発言の訂正ということでよろしくをお願いします。重大な人権問題の1つとして捉えていますので、基本計画の中でも謳いこんでいきたいと認識しています。

(会長)

それではよろしいですか。それでは、16ページから18ページの内容で、その他の事でどうですか。

(委員)

アンケート調査の中で、回答者の性別、男性が38.5%、女性58.0%、「選択しない」1.9%、アンケート調査の中で男性、女性、今、市長が言われましたLGBTも入れたらどうかと思います。この1.9%というのがその割合になるのではないかと思います。

(会長)

ありがとうございます。アンケートを作る際にも議論されたことですが、今般、我々としては「選択しない」でいいのではないかとということでした。次回からは、LGBTの認識も広まってくるでしょうから、入れたらいいのではないかと思います。

事務局からの説明があった内容について意見をいただきたいと思います。

(委員)

10番のネット依存のところですが、今回ネット依存に対するアンケートということで、今、依存症対策ということで、12年前とちがって本年も依存症に対する国の助成もされていますので、依存に対するもう少し幅広い内容を文章で付け加えて頂けたらと思います。

(会長)

先ほど市長からもありましたように、新しい現象が起きているところですから、今般の基本計画の見直しで重んじられてくる場所だと思います。その他、いかがですか。

(委員)

私も障がい者ですけど、意識調査も踏まえてですが、1つには差別問題というのは大きな社会問題であって、社会がこしらえた問題だと思います。我々障がい者は、自分で選んで障がい者になったわけではありません。また他の差別を受ける方々もそうだと思います。全く根拠が無いのに差別を受けているという問題もあります。こういう事は大きな社会問題だと思います。特に障がい者の場合は、社会からどこか、家族にまで差別されているという問題が厳然としてあります。そういう事を、これから基本計画を作る段階できっちりと捉えていってほしい。差別をなくす教育といっても、単なる言葉だけがひとり走りしていることが多いと思います。そうではなく、人間としての教育がちょっと上滑りしているのではないかと思います。そして1つ付け加えておきますが、ここ2、3日の新聞の話題で、行政が障がい者雇用に関して水増し回答をしています。行政が雇ってない障がい者を、障がい者手帳も確認しないでかなりの水増しがあったというのは、理解できません。本市においてはそんな事はありえないと信用していますが、もう少し差別というのはどのような事か考えてほしいと思います。過去に人権教育の場で講演をしたことがあります。行政が主導で進めることも大切ですが、やはりこういう差別というのは、家庭の中で差別意識をもって会話しているから、全く分からない子どもたちにも教えていくことがあり得るのではないかと思います。だから、これから改訂する中で、この問題に取り組んでほしいと思います。

(会長)

ありがとうございます。次の基本計画では、そのような事をふまえて進めていく事になると思います。意識調査結果の集約について他に意見はありませんか。

(委員)

まちづくり国際交流センターで日本語指導をしています。かなり年数が経ちますが、ヘイトスピーチのことが冊子にあります。20年ほど前から日本に来られる外国の方が増えてきています。最近は結婚して日本に住むという人がすごく多くなりました。ということは子どもたちが増えるということです。ここに書いている事は、12年前とあまり変わったことがないのです。何が変わらないかというと、日本生まれの日本育ちの子どもたちでさえも、日本の子どもたちと同じように生活しているにも関わらず、学校の勉強についていけません。周りから見るとほとんど日本の子と同じように生活していますし、遊んでいますし、まあ問題ないでしょう、ということで片付けるのですが、全くそれは違います。勉強についていけないということに対してだけ言いますと、たくさんのボランティアの方に助けていただいて何とかしています。土曜日の夕方中央公民館で見てもらっています。まず日本に来て子どもを学校に入れようという時に、小学校か中学校か個人で判断しなければいけないのです。子どもたちは日本語が分からなくて来ている子が多いので、個人的に心配しなくても、入った時点で日本に来ましたという登録ができれば、自然に子どもに語学も見てもらえるシステムができればいいなと思っていますのでよろしくをお願いします。

(会長)

これは17ページ9番のところ。最近のニュースにも出ていますが、たくさんの外国人の方を迎え入れるのだという政府の方針があって、どうするのだ、受け入れられるのかという議論がされている

ところでは、基本計画の中で議論される重要なポイントなのだと思います。17ページ9番については、ヘイトスピーチということが表出しされていますが、ここに日本語指導ということを入れた方がいいのではないかと提起だったかと思います。意識調査をしたことに基づいてまとめをするということですが。

(委員)

もちろん生活の中で差別と言えるかどうか分かりませんが、仕事に関してもいろいろありますが、まず教育のことが大事かなと思います。

(事務局)

調査の中では外国人の人権を守るためにはという項目の中で『外国人の子どもに対する学校の受け入れ体制が不十分』ということがあります。また『公共施設で日常生活に必要な情報を提供する』という設問があります。これにつきましては4割で、1番多い回答数でした。やはり市民の方が外国語での提供の必要性を感じておられるのだなあと感じます。

(会長)

その辺りの事が9番の中に入っていると考えていいということですか。

(事務局)

課題として捉えていきたいと考えています。

(会長)

9番の中に文言として付け加えるということですか、それとも意味として捉えているということですか。

(事務局)

言葉として捉えているということですか。受け入れ体制という中に言葉が入っているということですか。

(会長)

16ページから18ページで文言としておかしいところがなければ次に進みたいのですが。

(委員)

5番の、いじめ行為と貧困問題の指摘のところ、調査結果を見ますと、虐待につきましても高いアンケート結果が出ていますので、付け加えた方がいいと思います。

(会長)

事務局どうですか。

(事務局)

集約した部分で言えば、当然虐待についても結果として大きな数字が出ていますので、虐待についても文言の中に追加で入れたいと思います。

(会長)

その他にありませんか。

(委員)

生データをどれだけ持っているのか確認させてください。1番と5番の分析ですが、5番の『子どもへの投資は未来への投資』と1番の『孤立させない・排除しない地域のネットワーク』の根拠となっているアンケートは、複数にまたがっているものですが、日常生活についてというのが重要だと思います。貧困の問題というのは、高齢者の方が中心で、人との助け合いを失っているように感じられているという分析が1つ出てきているのは分かります。このグラフは年齢別になってないので、貧困を感じられている方の割合が、子育て世代が感じている割合が何%なのかこのグラフでは見えません。そのデータは持っているのですね。

(事務局)

アンケート調査の報告書には、年齢別の結果も出ています。またホームページでも当然貼り付けています。

(委員)

生データはいずれ確認します。自分の直感からすると、貧困で苦しんでいたり、家庭に全く余裕がないと回答したりする層は、高齢者だけじゃなく子育て中の離婚家庭であるとか、多分多いと思います。また、いじめ問題などの予防にもなると思いますので、ここに書いてある高齢者問題というニュアンスではないと思います。この調整はお願いしたいと思います。

(会長)

『今後の課題』の文章はホームページに載せるのですか。

(事務局)

今回の資料ですが、基本計画を作る上での基礎資料ということで考えていただきたいと思います。この平成28年の市民意識調査の報告書の中にも今後の課題が出ています。内容については同じことですが、若干今回の資料とは違うところがあります。この報告書はホームページに貼り付けています。データの紹介ですが、『いざという時、助け合える人間関係がない。』という事ですが、20代の方が12.9%、30代の方が17.4%、40代が16.3%、50代が15.2%、60代が20.1%、70代以上が24.2%でした

(会長)



課題をまとめた上にさらにまとめる必要性はどこにあったのですか。報告書に課題があるのですね。今般我々が議論しているのは、基本計画を作成する上で、さらにまとめておいた方がいいという事ですね。

(事務局)

そういうことです。18ページ13、14、15番については、今後我々の課題ということで細分化した方がいいのではないかということで、今回の資料を作成しました。

(会長)

わかりました。

次に第2議題の説明をお願いします。

(事務局) 説明

【(2) 橿原市人権施策に関する基本計画骨子(案)について】

I 基本的な考え方      II 人権施策の推進にかかわって

(会長)

I、IIについて質問はありませんか。

(委員)

基本計画を作成することについて、市民の方々に今後どういうふうに具体化して周知していくか並行して考えていくことが大事ではないかと思います。アンケートで、地区別懇談会や市民集会への市民の参加率が低く、『知らない。全く関心が無い。』という方々の度合いが非常に高い状況です。これは啓発をしていく私たちの大きな責任ではありますが、1年間時間をかけ、いろいろな方々の意見を聞いて作る、そして市民の方々にどのように知っていただくか、ということも含めてお願いしたいと思います。

(会長)

基本的に重要な事だと思います。

(事務局)

この審議会で審議いただいたことを踏まえて素案に活かしていきたいと思います。またその内容についても、パブリックコメントという形で意見をいただきたいと考えています。そして基本計画ができた後、市民の方々にどのように周知していくかということですが、ホームページや各地域に出前講座とか機会があれば報告をし、意識調査の結果と同様に説明させていただきたいと考えています。

(会長)

上田委員いかがですか。今までの流れでいいのかという含みがあったかと思います。

その他いかがですか。

(委員)

今まで差別事象がありましたね。今後行政としては、あまりひどい差別に関してどのように対処していこうと思っていますか。今までにも差別発言や行動、やりっぱなし、言いつ放しというのが多かったと思います。こうなったら、強いもの勝ちではないかと思えます。これに対して何の工作もない、暴力的なことがあると刑事問題につながるのだと思えます。例えばヘイトスピーチでも、いくら言っても罪には全くならないでしょう。いくら基本計画を作っても何にもならないと思えます。このことについて考え直してもらいたいと思えますがどうですか。

(会長)

差別の解消に向けての実効性のある計画にしてほしいという意見だと思います。

(事務局)

差別事象、差別事案に対して法的な規制も含めていかなものかというお話だと思います。差別に関わる法律について言えば、先ほど申し上げたように平成28年人権三法ということで施行、実施されています。ただ、その差別事案に対して法的規制がないというのが現状です。ただ差別事象が発覚したら関係機関も含めて連携し、そのような事が起こらない土壌を作っていきたいと考えています。そのため啓発に取り組む必要があると理解しています。基本計画についてもそのようなスタンスで取り組んでいきたいと考えています。

(会長)

委員いかがですか。

(委員)

行政にも限界があると思いますが、法的整備もしなければならぬと思えますが、でも今までこういう問題がずっときたけど、本当に野放しであったと言っていると思えます。この前、この会で研修が鶴橋でありましたね。その時にもあまりにもひどいけど、道路交通法でしか適応できなかったとおっしゃっていました。例えば地方自治体で条例を作って、あまりにひどい場合は罰則がありますよ、ということが必要ではないかと思えます。この際考え直してほしいと思えます。

(会長)

基本計画に啓発ということからさらに踏み込んで作成して欲しいということだと思います。これは事務局としても回答が難しいところだと思いますが、ご意見いただいたことを記録し、今後論議していくことかなと思えます。

(委員)

基本計画を出すのに、各課題のところでも20年というのは大きいと思えます。外国人の場合を考えましたら、国も人数も増えています。また来られる経緯もかなり種類があります。そういうことを考える

と、外国人の人権はどこをどのように守るのかという内容が膨らんでないと思います。私自身、この人権審議会に一人の市民として入っていますが、協働だと思っています。檀原市だけがやることではなく、一人の市民として、外国人に関わる場所でどのように私は関わりながら、どのようにやっていくのかというところを、しっかり持ちながらやらない限り一方通行になるし、両方からの考え方や思いが必要になるかなと思います。それを基本におきたいと思っています。檀原市で外国人とりわけ韓国、朝鮮に関わる教育指針が出ました。市民が入って指針を作りましたが、教育現場、地域社会といういろいろな観点がなかなか進まなかった。だけど20年経って今振り返って、外国人が自分の出自をしっかり持ちながら、自分の民族性を継続していく力を持つにはどういったところが必要なのか、というところがなかなか進んで来なかったと思います。でも、審議会の中でいろいろ提案する中で、市として今出来ることは何なのかを提案されるようになりました。それがちょっとした歩みですが、この20年の歩みかなと感じています。先ほど国際交流センターの方がおっしゃったのですが、子どもの人権云々、もちろんこの檀原市で生活する上で、日本語を取得していくことは重要です。そこには教育現場や親御さんの関わり方も必要ですし、市がどれだけ後押しできるのか考えることが大事です。でももう一方考えてほしいのは、中国の子であれば自分の民族を、檀原市民だからといって日本語をマスターすることで人権が守られたかという、違うと思います。そこは檀原市ですと謳ってきた内容が含まれていると思うので、中国の民族であれば中国の民族がどんな形でこの子の中に一人の人格として継承していけるかということが大事です。そのところをその子が持った時に、その子と関わった日本の子たちがより豊かな人権感覚、それから世界的な視野が持てると思います。だから外国人のことを見ているようでも、トータルの目線は先ですが、檀原市に住む日本の子の人権意識と国際感覚を培っていく内容かなと思います。

だから20年経った今、もう一度しっかりと見直しをする時に入れてほしいと思いました。私自身は自分が声を上げていくことが大事だと思います。自分も共にやっていくのだという視点も大事だと思います。

それと、骨子（案）を見ましたが、結局は12年前に作ったこういう冊子になるのですね。細かい内容を9月、10月とスケジュール（案）に入っていますが、途中途中の文章一つ一つ細かな内容を見ていきたいなあと思います。

（会長）

ヒアリングやパブリックコメントがありますが、詳しく見る機会がどこにあるのか説明してください。

（事務局）

骨子が確定しましたら、ヒアリングをしまして素案を作っていきますが、できるだけ早期に策定するのが一つです。そして2回目の審議会でお示しします。そして12月に一般市民の方にパブリックコメントを実施します。関係団体の方々にも意見を求めていく機会があります。2回目の審議会以降も委員の皆様にはご意見をいただく機会を設けていきますのでよろしくお願い致します。

（会長）

11月に素案を審議会の前に送付してもらえということ。その後パブリックコメント中にも、意見が言えるということ。それから人権課題の解決は行政と市民が共にやっていくことだということ

と、そして外国の方とどのように共生社会を作っていくのか、そのあり方についてのご指摘だったと思います。その他どうですか。

(委員)

1つは、先ほど外国人の立場から述べていただいた事と、日本人の立場からの発言があったと思います。拉致被害者の事件についてたびたび発言していますが、決して日本国民に対して朝鮮という国を嫌いになるように煽動しようという思いは一切ありません。拉致された家族の方の苦しみを分かち合いたいという意味合いで、世の中に対して啓発をしなければならないという思いで話をするわけです。それが、逆に外国に出自を持つ方に対する攻撃に転化してしまっただけという思いも同時に存在します。外国から日本に来た人が住んでどういう思いをもたれているのかという研修も、この審議会での提案を受けて着々と積み上げてきたという認識を持っています。実際にそれでもヘイトスピーチ等、外国の方や、外国に出自を持つ方に対する攻撃が世の中に存在する中で、2つの対応が考えられると思います。1つはヘイトスピーチを規制する条例を作ることです。樫原市においても検討するタイミングにきているのではないかと思います。もう1つは、私はヘイトスピーチの中味は詳しく議論するところまでいっていませんが、何かに対して怒っているから攻撃が発生しているわけです。シンプルに言えば、拉致事件に対して怒っているというものが、転化して北朝鮮の国に対する怒りが吐き出されるという構図がおそらくあるのではないかと思います。人間に対して敵意を向けることは、基本的に良くないと先ほどから言っています。怒りそのものは、正当だと思います。拉致問題に関しては、だからヘイトスピーチをしゃべっている人間が、何に対して怒っているのかというのを、始めからもうそんなことをだまされと封じる発想だけではなく、怒っている理由は何ですかと、聞いてみようではないかという姿勢も必要だと思います。おそらくしゃべっている内容の中には、いろいろなものが混ざっていると思います。これから日本は、外国の方が増えていく社会になっていきます。労働者としての受け入れがほしいと国の方が、拉致被害者に積極的に取り組んでいる安倍政権のような人たちでも、外国の方は受け入れていって雇用の拡大につなげたいということを言っているわけです。外国の方と共存していく社会になっていきます。日本人が外国人に対して怒るのは何なのだという根本的な理由を分析して、それは筋の通った怒り方ですね、これは筋の通った怒り方ではないですよと、論破できるように、あるいは説得できるように、あるいは協力できるように問題を理解していく取り組みが必要だと思います。今までどちらかというと、ヘイトスピーチを言っている人は根本的に、人道的に問題なのだ、言い分を聞く必要がないと何となく議論として扱われないということがあったかだと思います。そういう部分も踏まえた上で、基本計画の中では、そういう視点を含んで行動していくことを取り入れてほしいです。もう1つは、文化的な感覚ですが、東洋的な論語を中心とした学問の体系は、人として困っている人がいたら助けるのが立派な行いなのだ、みんなで助けましょうということが、徳のある人なのだ、そういう哲学で動いている部分があります。西洋的発想は、困っている人にも、全ての人にも同じように人権が与えられている。困っている人というのは、人権が損なわれているのだから助けなくてはいけない、という義務感から動く。だから人権を理解せよというのは、基本的に西洋的発想です。東洋的発想というのは、人権を理解せよという表現は必要ない。困っている人がいたら、手を差し伸べるのが人として立派ですよという慣習法的な行動をうながす仕組みから成り立っているものです。どこまでも明治以降に作られた人権というのは、日本人にとってそんなに簡単になじまない。上から説明されても、一瞬理解できないというこ

とがどうしても残ってくるような気がします。アプローチとしては、苦しんでいる、困っている、泣いている人を見つけたら助けましょうという習慣をうながすようなところがむしろ大事で、行動計画はむしろ文面で作っているのが弱いと思っています。結局突き詰めて言えば、いろんな差別をされている方、外国の方が苦しんでいる時に、あえて外国の方を苦しめるようなことをするのではなく、むしろ助けたいという気持ちが生まれてくるような習慣を世の中に促すことが、人権の施策の中で1番行動に繋がる部分だと思います。実際、行政としてできるかどうか問われていると思います。

(会長)

確かに人権という概念は、道徳的概念というよりはむしろ科学的な法律的概念だと思います。それをどう理解するのかというのが、我々の歴史の中でも大きな問題だったと思います。簡単に理解できるのだということで施策が進められたら良くない、限界があるのではないかとのご指摘だったと思います。基本的な方針の部分であるということで述べていただきました。あと時間が15分しかないので、言い足りない部分はメール等で送ってください。それを文書としていただいた中で、それも踏まえて、みなさんと協議した中で基本計画を作るといのようにしたいと思っています。後半の説明を受けたいと思っています。それでは、個別の人権課題の説明をお願いします。

(事務局) 説明

【(2) 榎原市人権施策に関する基本計画骨子(案)について】

Ⅲ「分野別の人権施策の推進について」 Ⅳ「推進体制」

(会長)

『さまざまな人権』については、項目をあげるということでお願いします。基本的に足りないという事や、指摘があったらあと5分しかないのですが承りたいと思います。今まで発言されていない方を中心にお願いします。

(委員)

2ページの高齢者のことですが、「いざという時に助け合える人間関係がない」で、70歳以上では25%、4人に1人ということです。特に男性は、勤めている時は、会社などでの人間関係がありますが、退職するとつながりがなくなります。外へ出る機会がなくなるので、如何に生き生きとした人生を過ごせるかというのが非常に大事なことだと思います。これから人生100年時代と言われている中で、最後に「高齢者が暮らしやすいまちづくり」を実現させるために、市としてはどういう具体的な案をもっておられるのかをお聞かせください。

(会長)

今の時点で何かあればお願いします。

(事務局)

アンケートからの内容によりますと、疎外感を感じたり、生きていく上での情報が届かないというよ

うな回答をいただいています。やはり高齢者の方が地域で生き生きと生活していくということが1番大事なことだと思います。地域包括の内容を踏まえた上で、市としては情報の提供あるいは手立てなど必要なことを、地域で解決できるようなことも含めて、高齢者の方が生きやすい環境も含めて課題として考えていきたいと思っています。

(会長)

いかがですか。

(委員)

高齢者問題はどこの市町村でも待ったなしの状態です。市役所においても、高齢者の人権相談窓口を設け、高齢者の独り暮らしの方への情報が伝わりにくいということで、どのような啓発や広報をするのか、今後考えてほしいと思います。

(会長)

基本計画(案)を作ってもらって我々が考えるということですね。議案の中に入れてほしいということだと思います。

(委員)

独り暮らし調査をやっています。9月には調査結果が各委員さんに戻ってきます。1番気になるのは、認知症なのですが、今度の土曜日に包括支援の方から認知症の検診もあります。いつも思いますが、良い企画をしても肝心の市民の方がなかなか集まりにくいというのが1番問題点です。ここでいくら良い意見を出しても、その意見が市民の方に反映できるようなことを、みなさんで取り組んでいけたらいいなと思います。橿原市の場合でも、人権審議会もあれば人権ネットワークもありますし、人推協もあります。大きな3つが情報交換をすることで良い案が出てくることもあります。そういう機会を作っていくことをみなさんも期待しているのではないかと思いますのでよろしくお願いします。

(会長)

ありがとうございました。小西委員からご指摘いただいた事もその通りだと思います。ここでいろいろな意見が出てきましたが、どういうふうに計画に反映していくかが大事です。議事録は順番に発言内容が出ているわけですが、どういう発言だったか、どういう趣旨の提起がなされたのか、箇条書きでまとめて送ってもらえますか。それを踏まえて質問等もあるかもしれませんので、メール等でやり取りすることでどうですか。

(事務局)

書面で対応したいと思います。

(会長)

わかりました。

(委員)

基本計画は、それぞれの課題があつて、人権に関わることで提案の内容が出てくるのですね。それは困っている人を助けるためだけではなく、それぞれが持っている課題を、本来持っている人権が奪われているからこそ、もう一度取り戻すという部分も含まれていると思つて私自身来ています。それは1番最初に寺前さんが、おっしゃった、親の思いという部分を本当に解放するというのが、この計画の中に含まれると思つています。

それでいいですか。

(会長)

基本的な人権の理解と実現ということは、この審議会での大きな事だと思います。今ご指摘いただいた事を踏まえて計画を作っていきたいと思つています。今日は発言できた人がみなさん全員でなかったので、とりまわしのまずさを痛感しています。今日出された意見を箇条書きでまとめる事と、みなさんからご意見があつた場合、メールでも結構ですので知らせてもらえるようにお願いします。

(事務局)

本日の意見を箇条書きにまとめます。また意見を書く書面を同封します。またメールアドレスも添付します。書面かメールか選択できるようにしたいと思います。

(事務局)

基本計画(案)ですが、大筋こういう形で取り組んでいくということによろしいですか。

(会長)

現在の骨子(案)ということで、先ほど委員から『さまざまな人権』についてはリストをあげてほしいということがありました。その他については特に具体的になかったかと思うので、このままの形で骨子(案)の案を外して、これを骨子にして基本計画(案)を練っていくということによろしいですか。

(『はい』の声)

(会長)

その形で案を作り、内容についてはまた意見をお願いします。  
本日はこれで終わります。

(司会)

ありがとうございました。また委員の皆様におかれましては、長時間にわたります熱心なご審議、また多くの貴重なご意見を賜り本当にありがとうございました。ご紹介が遅れましたが、本日の審議事項の「橿原市人権施策に関する基本計画」策定業務の受託業者であります一般財団法人奈良人権部落

解放研究所の所員の方もオブザーバーとして出席いただきました。また、本日より市長、副市長はじめ、市民活動部長さらに関係課長も出席致しました。本日委員の皆様からいただきました貴重なご意見を活かし、今後の基本計画の策定に努めてまいりたいと考えています。

また、本日ご審議いただきました会議録につきましては、事務局でまとめまして、後日皆様全員にお送りさせていただきます。ご確認のほどよろしく願いいたします。この会議録につきましても、[檜原市ホームページ](#)で公開予定をしています。

以上をもちまして、本日の人権審議会は閉会といたします。

ありがとうございました。